

令和 8 年度当初予算編成方針

【国の動向】

本年 6 月に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太方針）では、国の経済は緩やかに回復している一方で、米国の通商政策や継続する物価上昇の個人消費の影響に伴う下振れリスクに注視しながら、経済財政運営に万全を期すほか、地方創生 2.0 の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、少子化・こども政策の着実な実施等の重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとしている。また、持続可能な地方行財政基盤の強化として、安定的な地方税体系の構築や公共事業・施設管理等の財政運営に必要な一般財源の総額を 2024 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保し、賃上げを起点とする成長型経済の実現に取り組むとされている。

【町の財政状況と財政見通し】

本町の財政は、基金を取り崩す特例的な収支差対策を実施せざるを得ない状況が続 き、令和 6 年度普通会計決算において経常収支比率が 95%台で推移し、財源対策の余力低下による財政の硬直化が課題となった。

財政見通しでは、所得税の基礎控除の見直しや設備投資の縮小による地方税の減収が影響し、主要一般財源はわずかに下降する見通しであり、長期化する物価高の対応等で、歳出増の伸びが歳入見込みを上回る状況が継続することも懸念されるため、十分な財源対策を期待することはできない。加えて、人口動態に伴う地域運営の持続性や激甚化・頻発化する自然災害への対応も想定するため、財政基盤の持続性と安定性の確保に向けた収支改善に取り組み、財源不足の縮減を図ることが不可欠である。

【令和 8 年度予算編成の基本方針】

予算編成にあたっては、長期総合計画（以下「長総」という。）の採択事業費に基づき年間所要額予算として編成し、原則として制度改正や災害等の新たな状況変化を伴うものを除き、歳出増に係る補正予算を行わない予定であることに留意すること。

また、予算規模を令和 7 年度当初予算額の一般財源の範囲内に収めることを原則とするが、真に必要な財政需要に対応するため、施策内容や規模を的確に見込んだうえで事業の優先順位を洗い直し、積算の際には賃金等の実勢価格を適切に反映すること。

なお、今後の予算総額に対する財源確保の見通しや収支不足の状況によっては、要求上限額の範囲内であっても、事業規模の見直しについて再検討を求めることがある。

1. 基本事項

(1) 真に必要とする事業への選択と集中

長総実施計画の採択事業費を上限とし、不採択となったものは、いかなる理由においても認めないので留意すること。また、社会情勢や財政状況等の将来見通しを踏まえて事業の目的とねらい、最終形のイメージを明確に必要性・緊急性・優先性の観点から事業の選択と集中を徹底し、真に必要な額を要求すること。

(2) 各個別計画の目標達成に向けた取組み

個別計画の対象経費については長総を踏まえ、事業計画の見直しや必要経費を可能な限り抑制したうえでの要求とする。

①地球温暖化対策実行計画に関する事業は、温室効果ガスの排出削減を推進するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等に積極的に取り組むこと。

②公共施設等総合管理計画に関する事業は、町有施設の長寿命化・ストック適正化等を着実に進めるが、利用者の利便性向上との整合性に留意すること。

(3) 業務効率化及び経費負担の適正化

今後の人手不足や利用者の利便性向上のため、あらゆる分野のデジタル技術の活用と庁舎全体の業務リソース共有による統一性と効率化を高めるとともに、経費の負担軽減に務めること。

(4) 町の魅力及び認知度向上のための積極的な情報発信

ふるさと納税や観光客等の獲得拡大に向け、町への興味・関心を引き起こし、イメージ向上を目的とする情報提供、広報活動、各種イベント開催等の経費は、創意工夫により積極的・効果的な活用を検討したうえで必要額を要求すること。

2. 歳入に関する事項

(1) 町税等の自主財源

社会情勢を考慮した経済状況、税制改正等からの的確な年間収入額を確保するとともに可能な限り増収に努めること。また、未収金の縮減や納付率の向上を目指し、負担の公平と財源の確保に努めること。

(2) 国庫支出金及び県支出金

各省庁等の事業計画や令和8年度予算概算要求の内容を精査し、補助基本額、補助率等を的確に把握したうえで収入見込額の確保に努めるとともに、現時点で予算への影響が見通せない部分については、見込まれる補助率で算出すること。

なお、年度途中で補助金が減額されても、一般財源による振替措置は原則として行わないので、その動向に十分留意し情報収集に努めること。

(3) 町債

地方債発行額は予算編成過程において十分に検討すること。国の重要施策は概ね5年毎に計画内容が見直されるため、変更が生じる場合もあるのでその動向に十分留意すること。

(4) その他収入

各種公益団体等の助成制度を最大限活用することとし、可能なものは事業効果を見込んだうえで町事業の財源とすること。また、新たな収入源を開拓するために他自治体の事例を参考にするほか、印刷物有料化、広告収入等を積極的に検討すること。

3. 歳出に関する事項

真に必要な予算配分を実現するため、基本事項の下、地域や関係団体と連携・協働しながら新規事業は既存事業との整理統合を検討し、必ず終期年度を設定すること。

また、行政評価制度に基づく効果検証により必要性又は有効性が低いと評価された事業は、類似事業との統合や廃止又は縮小を検討し、その際には各関係団体との調整を十分に行っておくこと。

(1) 義務的経費予算

①人件費

職員定数等の適正化を踏まえ、定数管理計画に基づく職員配置を行うこと。また、会計年度任用職員は緊急的、一時的な業務量の増大に伴う場合のみ配置するものとし、事前に総務課と協議調整すること。

②扶助費

扶助費は年々増加傾向にあるので、国で示す伸び率を安易に使用するのではなく、町の実情に沿った見込額と自然増を加算した範囲内で要求すること。

③公債費

年次償還表を精査し、適正に要求すること。特に、償還方式の見直しによる金利動向を勘案した年次割額の変更に留意すること。

(2) 一般的経費予算

上記(1)以外の経費とする。実勢を踏まえた適正な労務費や資材価格を考慮し、施設機能と維持管理の効率性に留意すること。また、過大な投資を避けるとともに町内事業者の育成振興のため、受注機会の確保に努めること。

①投資的経費

補助・単独事業費とともに住民ニーズを踏まえながら、事業の緊急性や投資効果、関連する事業の状況から必要性を検討すること。なお、地方債については事前に財務課と協議調整すること。

②維持補修費

公共施設等総合管理計画に基づき、統廃合による施設総量（延床面積）縮減や民間活力導入等の様々な手法を検討し、中長期的視点で老朽化が進行している施設の機能維持のため、取り組むべき事業の所要額を要求すること。

③物件費等

庁舎等の維持管理業務料は、経費の節減を念頭に実勢価格を考慮して積算すること。また、新規の公用車配置は原則として認めないが、更新せざるを得ない場合には必要経費や環境負担に配慮した自動車の導入を十分に検討すること。

4. 特別会計及び公営企業会計に関する事項

関連する事項については一般会計に準ずるが、会計の設置目的に応じ、一般会計からの繰出金等に依存することのない収支均衡を目標に要求すること。特に公営企業会計については独立採算制を前提に経営の合理化・効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めるとともに中長期的見通しに立って経営の健全化に努めること。

なお、毎年総務省から発出される「地方公営企業繰出金について」に該当する事業は、本通知の趣旨に準拠した内容に留意すること。